

氏名(本籍)	あん どう とも こ 安藤知子(新潟県)
学位の種類	博士(教育学)
学位記番号	博乙第1935号
学位授与年月日	平成15年5月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	教師の葛藤対処様式に関する研究
主査	筑波大学教授 教育学博士 堀和郎
副査	筑波大学教授 博士(教育学) 清水一彦
副査	筑波大学教授 博士(教育学) 渡邊光雄

論文の内容の要旨

(目的・対象・方法)

従来の教師論では、教師の行為上の問題を教師の適性や使命感、指導力の有無の問題として理解し、それを規定している葛藤や構造的拘束性の存在を十分に踏まえてこなかったという認識から、本研究では次の二つの課題が設定された。すなわち(1)教師の行為に内在する葛藤の内容を構造的な観点から理解すること、(2)教師自身による葛藤への主体的対処の様相を、具体的な場面に即して理解するという課題である。第一の課題に対しては、マス・メディアを介して描かれる教師像や、採用試験・初任者研修において描かれる教師像を素材に、社会学的アンビバランスの概念に着目しつつ検討し、第二の課題に関しては、シンボリック相互作用論の概念枠組みを基礎に、アンビバランスが生じていたと判断される学校事故判例と教育実践記録素材として、アプローチしている。

(論証内容)

第1章では、社会学的アンビバランスの概念を検討し、その概念が葛藤の契機を個人の主観から切り離しつつ、社会システムの中に埋め込まれている価値規範に着目して理解しようとする点で、教師の直面する葛藤を構造的な観点から把握するために有効であることを指摘した。第2章では、教師に向けられるさまざまな期待の内容を検討し、教師を取り巻く社会学的アンビバランスのリストを作成し、それを規定する構造的な原因として、「権威性」「不確実性」「無限定性」といった教職の特質、また、聖職者の教職観に着目すべきことを指摘した。第3章では、シンボリック相互作用論的アプローチに注目し、行為を捉える枠組みや行為選択の動機、判断基準等を検討し、葛藤への対処過程には葛藤状況からひとつの行為を取捨選択する意思決定過程と実際の行為を規範的・合理的に理に適ったものとして説明する過程の二つの側面があり、これらが円還的に連続する関係であることを明らかにしている。この枠組みを導きの糸としつつ、第4章、第5章では、「教師自身の指導性の発揮」と「児童・生徒の主休性の尊重」を同時に期待されるというアンビバランスを取り上げ、そこで生ずる葛藤への主体的対処の様相が分析された。まず、第4章では、判例を用いて学校事故裁判における教師の主張-行為の説明が分析される。「責任ある指導者」としての教師へのコミットメントと「支援者」としての教師へのコミットメントが見出され、説明が要求される場面に応じてそのどちらかが優先され、その妥当性が主張される。しかしまた、「指導性の発揮」を説明すれば十分である場面で

「支援者としての教師」の在り方への配慮も付加されたり、「支援者としての教師」が優先されているにもかかわらず、実際には「指導性を発揮する教師」として行為したりするようなケースが数多く見出された。第5章では、教育実践記録の記述を素材としつつ、そこでの行為や価値選択に対する説明の態様を分析している。ここでも、想定される聞き手の期待に応じる説明を模索しながら、聞き手の期待に応じるだけでなく、アンビバランスの両立を意図する説明を付加する構図になっていること、そして、そのための方略として、(1)学級集団への働きかけを通じて指導性を発揮しつつ子どもの主体的判断を支援する、(2)「本質的な教育的価値」の発見を繰り返す形をとりながら、実際の行為の背後にある価値規範ではない価値規範への肯定的態度を表明する、(3)「自己」のアイデンティティと教職アイデンティティの間に距離を置き、それぞれが別の価値規範を受け入れていることを表明する、などの方略が採用されていることを明らかにしている。

こうした知見をふまえて、第6章では、教師に共通に見られる特有の葛藤対処様式として、自己アイデンティティと教職アイデンティティとの間に意識的に距離を置く方略に着目して、その背後には、教師の行為が教師-生徒-社会の三者が相互に行為を監視するようなコミュニケーション構造の中で行われること、また、根強い聖職者的教師像への期待が影響する結果、教師の行為選択には自己叱責的ともいえる自己統制や、他者の期待への過剰適応といった傾向が強いことが関連していることが指摘されている。

(結果・考察)

以上のような分析に基づいて、終章では、次のように結論づけている。教師の教育行為は、個人の適性や能力に由来するばかりではなく、問題状況に規定される規範的期待や、それを超える教師役割として意識されている価値規範の間で取捨選択のせめぎ合いのなかから現象として現れてくるものといえる。したがって、教師の行為上の諸問題を解決するためには、このような葛藤状況への主体的対処過程とそこでの価値選択を規定している構造的側面との両面を視野に入れた上で、個々の教師の職場である学校がそれぞれに葛藤状況を診断的に理解し、それを軽減する構造改革に取り組むことが必要になる、と。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の学術上の貢献は、次の諸点にある。まず(1)これまで等閑視されてきた教師の直面する葛藤に焦点を当て、それが教師の行為する社会システムに埋め込まれた規範的期待に由来するという葛藤の構造的側面を解明したこと、また、(2)葛藤への主体的対処において、教師に特有の対処として、実際には指導者として行為するが同時に行為には結びつかなかった支援者像を理想像としてアイデンティティの拠り所にする、自己アイデンティティと教職アイデンティティの分離という方略が見いだされることを分析したこと、そして、さらに(3)このような方略はアイデンティティ喪失を回避するための重要な方略であるが、教職アイデンティティの分離の在り方によっては、それが教師を無個性なステレオタイプに向かわせたり、精神的に消耗させたりすることもあること、それゆえに、教師の精神疾患やバーンアウトなどが、一部の教師に限られたことでなく、誰にでも起こりうる問題として理解する視点を提示したことがあげられる。しかしながら、アンビバランスに由来する葛藤として検討されたのが、主として児童・生徒に対する指導性をめぐるそれに限定され、教師の直面する同様の葛藤として、対同僚、対管理職とのかかわりで生ずるものは検討されておらず、結果の一般性を高める必要があることや、葛藤の生ずる具体的な場面として判例、教育実践記録というきわめて限定されたデータに依拠しているという限界を改善することなどが求められる。

よって、著者は博士(教育学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。